議第５号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和２年２月２５日提出

高山市長　　國　島　　芳　明

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和３６年高山市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>

（手数料の種類及び金額）
第２条　手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="5">種類</th><th>１件につき</th><th>件数区分等</th></tr>
<tr><td colspan="7">(1)の部～(40)の８の２の部　（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">(40)の８の３　法第３６条第１項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</td><td rowspan="6">性能表示認定申請手数料</td><td colspan="4">登録住宅性能評価機関が法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の項　（略）</td><td rowspan="6">１申請をもつて１件とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の場合</td><td rowspan="2">一戸建ての住宅</td><td>省令<u>第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）</u>の基準を満たしていることを確認する場合</td><td>18,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合の項　（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</td><td>省令<u>第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）</u>の基準を満たしていることを確認する場合</td><td>申請戸数が１のものの項～申請戸数が３００戸を超えるものの項　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合の項　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項・住宅以外の建築物の項　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="7">(41)の部～(58)の部　（略）</td></tr>
</table>

</td><td>

（手数料の種類及び金額）
第２条　手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="5">種類</th><th>１件につき</th><th>件数区分等</th></tr>
<tr><td colspan="7">(1)の部～(40)の８の２の部　（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">(40)の８の３　法第３６条第１項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</td><td rowspan="6">性能表示認定申請手数料</td><td colspan="4">登録住宅性能評価機関が法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合の項　（略）</td><td rowspan="6">１申請をもつて１件とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の場合</td><td rowspan="2">一戸建ての住宅</td><td>省令<u>第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）又は（３）及びロ（２）又は（３）</u>の基準を満たしていることを確認する場合</td><td>18,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合の項　（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</td><td>省令<u>第１条第１項第２号イ（２）（ⅱ）又は（３）及びロ（２）又は（３）</u>の基準を満たしていることを確認する場合</td><td>申請戸数が１のものの項～申請戸数が３００戸を超えるものの項　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合の項　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の項・住宅以外の建築物の項　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="7">(41)の部～(58)の部　（略）</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

(58)の２　高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	(1)の款～(7)の款　（略）				
	(8)　法第４４条第１項に規定する容器検査又は法第４９条第１項に規定する容器再検査	容器検査等手数料	アの項　（略）		１個をもつて１件とする。
			イ　繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに掲げるものを除く。）	内容積が１リットル未満のものの項～内容積が１５０リットル以上のものの項　（略）	
			ウの項・エの項　（略）		
	(9)の款　（略）				
	(10)の款・(11)の款　（略）				
(58)の３の部・(59)の部　（略）					

備考

１～７　（略）

８　(40)の６の部から(40)の８の３の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。

９　(40)の６の部から(40)の８の３の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。

１０・１１　（略）

２　（略）

(58)の２　高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	(1)の款～(7)の款　（略）				
	(8)　法第４４条第１項に規定する容器検査又は法第４９条第１項に規定する容器再検査	容器検査等手数料	アの項　（略）		１個をもつて１件とする。
			イ　繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（アに掲げるものを除く。）	内容積が１リットル未満のものの項～内容積が１５０リットル以上のものの項　（略）	
			ウの項・エの項　（略）		
	(9)の款　（略）				
	(10)の款・(11)の款　（略）				
(58)の３の部・(59)の部　（略）					

備考

１～７　（略）

８　(40)の６の部から(40)の８の３の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。

９　(40)の６の部から(40)の８の３の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料（前号に規定する場合にあつては、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額）及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。

１０・１１　（略）

２　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第１項の表(40)の８の３の部及び備考の改正　規則で定める日

⑵　第２条第１項の表(58)の２の部の改正　令和２年４月１日

（経過措置）

2　この条例による改正後の高山市手数料条例の規定は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後に申請のあつた事項に係る手数料について適用する。